

小松島市人権条例

平成 14 年 10 月 1 日
条例第 32 号

私たちは、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで様々な人権問題の解決に向けて取り組んできたが、今なお、社会的身分、門地、人種、信条、性別又は障害等に起因する課題が存在している。

また我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

このような認識に立ち、私たち一人ひとりが人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会を実現することをめざし、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権の尊重に関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、様々な人権の擁護に関する施策(以下「人権施策」という。)を推進し、もってすべての人の人権が尊重される市民社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、第 1 条の目的を達成するため、市と協働して人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。また、その効果的な推進に当たっては、国、県及び関係機関等との連携を図るものとする。

(審議会)

第 5 条 人権施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、小松島市人権擁護施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策についての基本的事項等を調査審議し、意見を述べることができる。

3 前 2 項に定めがあるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小松島市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例(平成 5 年小松島市条例第 24 号)は、廃止する。

3 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年小松島市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略